

福栄地域協議会「福の里」規約

平成25年8月6日制定

平成27年6月2日一部改正

平成28年5月31日一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 構成員等（第5条・第6条）
- 第3章 役員等（第7条－第12条）
- 第4章 総会（第13条－第19条）
- 第5章 幹事会（第20条・第21条）
- 第6章 事務局（第22条－第24条）
- 第7章 会計（第25条－第30条）
- 第8章 解散及び残余財産の処分（第31条－第32条）
- 第9章 雑則（第33条）

第1章 総則

（名称）

第1条 この協議会は、福栄地域協議会「福の里」（以下「地域協議会」という。）という。

（事務所）

第2条 地域協議会は、主たる事務所を木野俣集落センター内に置く。

（目的）

第3条 地域協議会は、農山村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動に取り組むことにより、地域の活性化を推進し、持続可能で活力ある福栄地区の実現を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、都市農村共生・対流総合交付金事業及び福栄地域協議会「福の里」地域活性化事業を行う。

- 1 福栄地域活性化事業
- 2 その他前号事業に付帯する事業

第2章 構成員等

（地域協議会の構成員及び会員）

第5条 地域協議会は、次の各号に掲げる団体等及び行政機関（以下「構成員」という。）をもって組織し、各構成員から選出された者（以下「会員」という。）をもって運営する。

- (1) 関川自治会
- (2) 越沢自治会
- (3) 木野俣自治会
- (4) 温海川自治会
- (5) 菅野代自治会

- (6) あつみ観光協会摩耶山支部
- (7) 出羽商工会温海支所福栄地区
- (8) 木野俣いきいき隊
- (9) 関川しな織協同組合
- (10) 福栄食彩工房「コッペ」
- (11) 鶴岡市
- (12) その他会長が適当と認めるもの
(届出)

第6条 構成員は、その名称、所在地、代表者の氏名又は選出する会員に変更があったときは、遅滞なく地域協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 地域協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監 事 2人

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 地域協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事することが出来る。この場合において、地域協議会は、その総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の仕事)

- 第12条 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

- 第13条 地域協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
 - 3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
 - 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

- 第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

- 第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
 - 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
 - 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

- 第16条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
 - (2) 年度事業報告及び収支決算に関する事。
 - (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
 - (4) 福栄地域協議会「福の里」地域活性化事業に関する事。
 - (5) その他地域協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

- 第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。
- (1) 地域協議会規約の変更
 - (2) 地域協議会の解散
 - (3) 会員の除名
 - (4) 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は他の会員による代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに地域協議会に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を地域協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 地域協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第22条第4項の事務局長及び構成員のうち次の各号に掲げるものから選出された会員をもって組織する。

(1) 関川自治会

(2) 越沢自治会

(3) 木野俣自治会

(4) 温海川自治会

(5) 菅野代自治会

(6) 鶴岡市

(7) その他会長が適当と認めるもの

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。

2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあって

は必要に応じて協議する。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき地域協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は構成員のうち次の各号に掲げるものに属する会員又は職員から選出されたものをもって組織する。

- (1) 関川自治会
- (2) 越沢自治会
- (3) 木野俣自治会
- (4) 温海川自治会
- (5) 菅野代自治会
- (6) 鶴岡市
- (7) その他会長が適当と認めるもの

3 地域協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

4 事務局長は、会長が任命する。

5 地域協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第23条 地域協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 地域協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 地域協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 地域協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第26条 地域協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 福栄地域活性化事業補助金
- (2) 自己資金
- (3) その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 地域協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 地域協議会の事務に要する経費は、第26条の資金をもって充てる。

(年度事業計画及び収支予算)

第29条 地域協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第30条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 年度事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録
- (4) その他関係書類

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第8章 解散及び残余財産の処分

(地域協議会が解散した場合の地位の承継)

第31条 地域協議会を解散した場合には、鶴岡市温海第3地区自治会にその地位を承継するものとする。

(事業終了後及び地域協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第32条 地域協議会が解散した場合において、残余財産については、総会の議決を経て地域協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第33条 この規約に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年8月6日から施行する。